

揭示期間 10.10 - 10.19

新潟市秋葉区文化会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 10 月 10 日

新潟市長

中原ハ一

新潟市条例第 60 号

新潟市秋葉区文化会館条例の一部を改正する条例

新潟市秋葉区文化会館条例（平成 24 年新潟市条例第 60 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 9 条関係）

（単位 円）

区分		施設名						
		ホール	練習室 1	練習室 2	スタジ オ	楽屋兼 会議室 1	楽屋兼 会議室 2	控室兼 会議室
平日	午前	11,570	1,950	390	780	390	520	260
	午後	21,580	3,640	780	1,430	780	910	520
	夜間	30,420	5,070	1,040	2,080	1,040	1,430	650
	全日	59,410	10,010	1,950	4,030	1,950	2,730	1,300
日曜日、 土曜日及 び休日	午前	18,460	3,120	650	1,300	650	780	390
	午後	29,250	4,940	1,040	1,950	1,040	1,300	650
	夜間	38,870	6,500	1,300	2,600	1,300	1,690	910
	全日	79,170	13,390	2,730	5,330	2,730	3,510	1,820

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行す

る。

(1) 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(2) 別表の改正規定 令和7年4月1日

(準備行為)

2 改正後の新潟市秋葉区文化会館条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、前項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

(適用区分)

3 2号施行日前に、2号施行日以後の新潟市秋葉区文化会館の利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。

4 前項の規定にかかわらず、第1項第1号に掲げる規定の施行の前日に2号施行日以後の利用について当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、なお従前の例による。